

☆医療的ケア日常的に必要な子ども支援で報酬加算へ

NHKニュース 9月22日

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20170922/k10011151461000.html>

> たんの吸引などの医療的なケアが日常的に必要な子どもが増えていることから、厚生労働省は、来年春に実施する障害福祉サービスの報酬改定で、こうした子どもの受け入れ体制を整えた福祉施設への報酬を加算し、支援を広げていく方針を固めました。

厚生労働省によりますと、日常的にたんの吸引などの医療的なケアが必要な19歳以下の子どもは、平成27年度の推計で1万7000人に上り、10年前と比べておよそ2倍に増えています。

背景には、医療技術の進歩で、命を救える子どもが増えていることなどがあるとされています。しかし、障害のある子どもを支援する福祉施設の多くは、たんの吸引器具などを扱える看護職員がいないことなどから医療的なケアが必要な子どもを受け入れられずにいます。

厚生労働省はこうした子どもたちの支援体制を拡大しようと、来年4月に実施する障害福祉サービスの報酬改定で福祉施設が受け入れ体制を整えた場合、報酬を加算する方針を固めました。

加算の対象となるのは、たんの吸引器具などを扱える看護職員を配置したり、送迎体制を整えたりして、医療的なケアが必要な子どもを受け入れた施設です。厚生労働省は今後、専門家などの会議で、配置する看護職員の数などの加算の具体的な条件や、加算する報酬の金額を決めることにしています。

…などと伝えています。

☆医療的ケア児の受け入れ報酬増 政府方針

朝日新聞デジタル 2017年9月23日

<http://digital.asahi.com/articles/DA3S13146994.html>

> 日常的に管を通じて胃や腸に栄養を入れたり、たんの吸引したりといった医療的なケアが必要な「医療的ケア児」が増えていることを受け、政府は2018年度から、放課後等デイサービスなどの施設がケア児を受け入れた際に支払われる報酬を増やす方針を固めた。ケア児を受け入れる施設は足りておらず、受け入れを促す。

厚生労働省の有識者会議が22日、医療的ケア児を受け入れる施設が看護師を配置した場合、報酬を加算するほか、ケア児の数に応じて加算を上乘せする方針を決めた。医療機関と連携し、看護師が施設を訪問して障害児の看護に当たった場合の加算も上乘せを検討する。具体的な金額は18年度予算案に盛り込む。

厚労省研究班の調査では、19歳以下の医療的ケア児は15年現在で約1万7千人おり、この10年間で2倍近くに増えた。その一方で、「放課後等デイサービス」など障害児が通う施設のうち、医療的ケアを実施しているのは2割前後。このため、長時間ケアをする家族は負担が大きく、仕事を離れるケースも出ている。

現在、重度の身体障害と知的障害がある重症心身障害児を主に受け入れる施設には看護師も配置され、報酬も加算されている。だが、それ以外の施設は「看護師を配置する必要がある、赤字になる」（施設の運営者）のが実態だ。こうした状況を受け、超党派の勉強会「永田町子ども未来会議」が今月、政府に医療的ケア児を対象に報酬加算を新設するよう求める提言をまとめた。

…などと伝えています。

△厚労省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（平成30年度報酬改定）

障害保健福祉部障害福祉課

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

>>・議事録や資料・開催案内など掲載されています。

***第10回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料 ← 9 / 22 開催**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000178214.html>

>（資料1）居宅訪問型児童発達支援に係る報酬・基準について（PDF：413KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178207.pdf>

（資料2）医療的ケアが必要な障害児の支援に係る報酬・基準について（PDF：920KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178395.pdf>

（資料3）障害児通所支援に係る報酬・基準について（PDF：1,122KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178209.pdf>

（資料4）障害児入所施設に係る報酬・基準について（PDF：491KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178210.pdf>

（資料5）障害児支援（通所・入所共通）に係る報酬・基準について（PDF：138KB）

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000178211.pdf>